

実地指導における主な指摘事項

岐阜県東濃県事務所 岐阜県恵那県事務所

指摘根拠の説明

「条例第77号」	「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」
「条例第78号」	「岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」
「条例第79号」	「岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
「条例第80号」	「岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」
「条例第81号」	「岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
「基準要綱」	「岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱」
「福祉施設基準要綱」	「岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準要綱」
「老健施設基準要綱」	「岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準要綱」
「医療施設基準要綱」	「岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準要綱」
「厚生省告示第19号」	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
「厚生省告示第21号」	「指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
「厚生労働省告示第127号」	「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
「老企第36号」	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
「老企第40号」	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
「平27告示第95号」	「厚生労働大臣が定める基準」

○平成30年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

No.	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	全サービス	3 運営	勤務体制の確保	「基準要綱」 第3の1の(3)のテの(ア)他	勤務表に常勤・非常勤の別が、記載されていないことを確認した。常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすること。	東濃
2	全サービス	3 運営	掲示	「条例第77号」 第32条第1項他 「基準要綱」 第3の1の(3)のネの(ア)他	重要事項等が掲示されていないことを確認した。事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、苦情に対する措置の概要及び訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	東濃
3	全サービス	3 運営	運営規程	「条例第77号」 第29条第1項第7号他	運営規程に「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」を記載すること。	東濃
4	全サービス	3 運営	サービス提供の記録	「条例第77号」 第20条第2項他	提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例が認められたため、サービスの提供ごとにすべて記録すること。	恵那
5	処遇改善加算（Ⅰ～Ⅲ）を算定している全サービス	4 報酬	介護職員処遇改善加算	「平27告示第95号」 第4のイ(8)他	介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇に要した費用を全ての介護職員に周知していなかったため、周知すること。	恵那
6	全サービス(特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を除く)	3 運営	重要事項説明書	「基準要綱」 第3の1の(3)のア他	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」が記載されていなかった。重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)」を記載すること。	恵那
7	全サービス	5 その他	運営規程の見直しと変更の届出	介護保険法 第75条第1項他 介護保険法施行規則 第131条第1項第1号他	運営規程に定められた事項が実態と異なっているため、運営規程を変更し、県に変更の届出をすること。	恵那
8	全サービス	3 運営	運営規程	「条例第77号」 第29条第1項他	運営規程と重要事項説明書で記載内容が異なっているため、整合を図ること。	恵那
9	全サービス	3 運営	掲示	「条例第77号」 第32条第1項他	運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていないため、事業所の見やすい場所に掲示すること。	恵那
10	全サービス	3 運営	重要事項説明書	「基準要綱」 第3の1の(3)のア他	利用者に交付する重要事項説明書に「苦情処理の体制」について記載されていなかったため、記載すること。	恵那
11	全サービス	3 運営	重要事項説明書	「条例第77号」 第9条第1項他	重要事項を記した文書を交付し説明を行ったことに対し、サービス提供に関する利用申込者の同意が得られていない事例が認められたため、利用申込者の同意を得ること。	恵那
12	全サービス	3 運営	重要事項説明書	「条例第77号」 第9条第1項他	重要事項説明書が作成されていなかったため、作成の上、その内容を利用申込者またはその家族に交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。	恵那
13	全サービス	3 運営	会計区分	「条例第77号」 第39条他	当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していなかったため、改善すること。	恵那
14	全サービス(特定施設入居者生活介護及び施設サービスを除く)	3 運営	居宅サービス計画に沿った個別サービスの計画作成と提供	「条例第77号」 第17条他	個別サービス計画が居宅サービス計画に沿って作成されておらず、個別サービスが居宅サービス計画に沿って提供されていない事例が認められたため、改善すること。	恵那

○平成30年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

No.	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	「条例第77号」 第24条第2項第2号	訪問介護計画は作成されていたが、利用者の同意を得た日が作成日から4ヶ月後になっていたケースが確認された。訪問介護を作成した際には、遅滞なく利用者へ同意を得ること。	東濃
2	訪問介護	3 運営	サービス提供責任者	「条例第77号」 第6条第2項 「基準要綱」 第3の1の(1)のイの(イ)	非常勤のサービス提供責任者について、同一建物内の通所介護事業所と訪問介護事業所の兼務しており、それぞれの従事時間が明確になっていないため、実際に非常勤のサービス提供責任者の基準を満たしているか確認できなかった。それぞれの従事時間を明確に管理し、非常勤のサービス提供責任者の基準（常勤の訪問介護員の勤務する時間数の二分の一以上）を満たしていることが確認できるようにすること。	東濃
3	訪問看護（訪問系サービス共通）	3 運営	身分を証する書類の携行	「基準要綱」 第3の1の(3)のウ他	身分証に写真を貼付することが望ましい。	東濃
4	訪問介護	4 報酬	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い	「条例第77号」 第24条第2項 「老企第36号」 第2の2(11)	2人の訪問介護員等による訪問介護について、アセスメントや訪問介護計画等にその理由やサービス内容に記載がなく、サービス提供責任者に話を聞いたところ、複数対応が必要な要件に該当することが確認された。2人の訪問介護員等による訪問介護を実施する場合には、必要な要件やサービス内容を、訪問介護計画等に記載すること。	東濃
5	訪問介護	5 その他	変更の届出	介護保険法 第75条第1項 介護保険法施行規則 第131条第1項	届出がされているサービス提供責任者と現在のサービス提供責任者と異なっていたので、変更届を提出すること。また、介護保険法施行規則第131条第1項で定める事項に変更があった場合は、10日以内にその旨を届け出ること。	東濃
6	訪問介護	4 報酬	夜間加算	「厚生省告示第19号」 別表1注8 「老企第36号」 第2の2(12)	平成〇年〇月分請求について、夜間加算の対象となる時間帯にサービスをしていないが、夜間加算を算定していたケースが確認された。このようなケースは夜間加算を算定できないので、必要な過誤調整を行うこと。	東濃
7	訪問看護	4 報酬	初回加算	「厚生省告示第19号」 別表3の二 「条例第77号」 第68条第2項第2号	初回の訪問看護を行った日の属する月に、訪問看護計画書を作成していないケースと訪問看護計画書に利用者の同意を得ていないケースについて、初回加算を算定したことを確認した。このようなケースは、初回加算を算定することができないので、必要な過誤調整を行うこと。	東濃
8	(介護予防)訪問看護	3 運営	(介護予防)訪問看護計画の作成	「条例第77号」 第68条第2項第2号 「条例第78号」 第74条第2項	(介護予防)訪問看護計画書の同意を計画書を作成してから、1か月以上の期間を経て、利用者の同意を得ているケースを確認した。(介護予防)訪問看護計画書を作成した際は、速やかに利用者の同意を得ること。	東濃
9	訪問介護	3 運営	サービス提供の記録	「条例第77号」 第20条第2項 「基準要綱」 第3の1の(3)のケの(イ)	指定訪問介護サービスを提供した利用者について、提供日、具体的なサービスの内容等の記録が作成されていないことを確認した。指定訪問介護サービスを提供した際は、指定訪問介護の提供日、内容、利用者の心身の状況その他必要な事項の記録を作成すること。	東濃
10	訪問看護	3 運営	訪問看護計画の作成	「条例第77号」 第68条第2項1号、2号	訪問看護計画の作成に当たり、居宅サービス計画を取り寄せておらず、また、利用者の同意が得られていない事例が認められたため、居宅サービス計画を取り寄せ、居宅サービス計画の内容に沿った訪問看護計画を作成するとともに、利用者から同意を得ること。	恵那
11	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作製	「条例第77号」 第24条第2項第2号	訪問介護計画書に利用者の同意が得られていない事例があったため、利用者の同意を得ること。	恵那
12	訪問看護	3 運営	訪問看護計画の作成	「条例第77号」 第68条第2項2号、3号	訪問看護計画書について、利用者の同意は得られているが、同意を得たのが初回のサービス提供後になっていた。同意はサービス提供前に得ること。また、訪問看護計画書の利用者への交付についてもサービス提供前に交付すること。	恵那
13	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	「条例第77号」 第24条第2項第2号	訪問介護計画書の利用者の同意について、サービス提供後であったため、サービス提供前に利用者の同意を得ること。	恵那
14	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	「条例第77号」 第24条第1項	訪問介護計画書の計画作成者が事業所のサービス提供責任者以外の者である事例があったため、訪問介護計画書は貴事業所のサービス提供責任者に作成させること。	恵那
15	訪問介護	3 運営	サービス提供の記録	「条例第77号」 第20条第1項	訪問介護を提供した場合には、提供日及び内容、利用者へ代わって支払を受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画に記載した書面（サービス提供票）又はこれに準ずる書面に記載しなければならないが、記載されていない事例が認められたため、すべて記載すること。	恵那

No.	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
16	訪問看護	3 運営	主治の医師との関係	「条例第77号」第67条第3項	訪問看護計画書が主治の医師に提出されていなかったため、提出すること。	恵那
17	訪問介護	4 報酬	初回加算	「厚生省告示第19号」別表1の二	サービス提供責任者が自ら訪問介護を行っておらず、またその他の訪問介護員等が訪問介護を行った際の同行も行っていないにもかかわらず、初回加算を算定していた。初回加算の算定について自主点検を行い、基準を満たしていない事例については過誤調整を行うこと。	恵那
18	(介護予防)居宅療養管理指導	3 運営	重要事項説明書	「条例第77号」第90条(第9条第1項準用) 「条例第78号」第91条(第50条の2第1項準用)	居宅療養管理指導の提供の開始に際し、利用申込者及びその家族から「訪問診療同意書並びに申込書」により同意を得ているが、当該文書には運営規程の概要、居宅療養管理指導従事者の勤務の体制といった事項の記載がなかったため、記載すること。	恵那
19	(介護予防)居宅療養管理指導	3 運営	運営規程	「条例第77号」第88条 「条例第78号」第89条	運営規程に通常の事業の実施地域及び利用料その他の費用の額が定められていなかったため定めること。	恵那

○平成30年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

No.	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	3 運営	勤務体制の確保	「基準要綱」 第3の6の(3)のオの(ア)	月ごとの勤務表においては、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務等の配置を明確にすること。	東濃
2	通所介護	3 運営	利用料等の受領	老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」	領収書に諸経費と記載し、日用品費等を受領していることが確認された。あいまいな名目での費用の受領は認められないので、「その他の日常生活費」に該当する費用については、利用者及び利用者家族に内訳を明らかに示し、請求すること。	東濃
3	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成	「条例第77号」 第96条第2項	通所介護を提供しているにも関わらず、サービスの提供の開始日から通所介護計画の作成までに、かなりの期間を要している上に、利用者の同意を得た日が利用開始日から○か月後になっていたケースが確認された。 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととなっていることから、通所介護計画の作成にあたっては指定通所介護サービス提供開始前に作成して、遅滞なく利用者の同意を得ること。	東濃
4	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算	「厚生省告示第19号」 別表6注7 「平27告示95号」 第16のイ(3)及び(4) 「老企第36号」 第2の7(9)⑤	個別機能訓練加算(Ⅰ)について、個別機能訓練計画が作成されていない期間(平成○年○月○日から平成○年○月○日)までに、当該加算を算定していたケースが確認された。個別機能訓練計画が作成されていない期間は個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定することができないので、必要な過誤調整を行うこと。	東濃
5	通所介護	3 運営	事業所外でのサービス提供	「基準要綱」 第3の6の(3)のイの(エ)	通所介護計画書に事業所外でのサービス提供を位置づけられず、事業所外でのサービスを提供していたケースが確認された。あらかじめ通所介護計画書に位置付けること。	東濃
6	通所介護	3 運営	非常災害対策	「条例第77号」 第100条	非常災害に備えるため、貴事業所の消防計画のとおり消火及び避難訓練を年2回以上実施すること。	東濃
7	通所介護	3 運営	通所介護計画の変更	「条例第77号」 第96条第1項、第103条 (第18条準用)	通所介護計画書は作成されていたが、実際に行われているサービス提供時間と居宅サービス計画及び通所介護計画のサービス提供時間がそれぞれ違うことが確認された。居宅介護支援事業所に連絡を行い、居宅サービス計画の変更を行った上で、通所介護計画を変更すること。 また、理美容サービスの関係で、事業所のサービス提供時間を変更したが、通所介護計画書のサービス提供時間の変更がなかったため、変更を行うこと。	東濃
8	通所介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	「老企第36号」 第2の7(22)	前年度の介護福祉士の占める割合を算出されてなかったことが確認された。常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いて介護福祉士の占める割合を算出すること。	東濃
9	通所介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算	厚生労働省:「賃金改正の方法等について」 厚生労働省告示第78号 「厚生労働大臣が定める基準」	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)について、役員報酬を支払っている役員に支払っていることが確認された。役員報酬を支払っている役員に介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を支払うことは認められないので、必要な過誤調整を行うこと。	東濃
10	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成	「条例第77号」 第96条第2項第2号	通所介護計画について利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を得ること。	恵那
11	通所介護	3 運営	勤務体制の確保	「基準要綱」 第3の6の(3)のオの(ア)	勤務表に常勤・非常勤の別、機能訓練指導員の記載がなかったため、記載すること。	恵那

○平成30年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

No.	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護予防短期入所生活介護	3 運営	介護予防短期入所生活介護計画の作成	「基準要綱」第4の3の(8)のイの(ア)	概ね4日以上連続して利用された介護予防の1ケースについて介護予防短期入所生活介護計画を作成されてないことが確認された。概ね4日以上連続して利用する場合は、介護予防短期入所生活介護計画を作成すること。	東濃
2	短期入所生活介護	3 運営	事故発生時の対応	「条例第77号」第155条(第38条準用) 「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」	平成〇年〇月〇日に発生した骨折事故を県に報告していないことが確認された。当該事故報告を至急提出するとともに、今後、骨折等の事故が発生した場合には、速やかに東濃県事務所に報告すること。	東濃
3	短期入所生活介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	「老企第40号」第2の2(20)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を算出していなかったことが確認された。常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いて介護福祉士の職員が占める割合を算出すること。	東濃
4	短期入所生活介護	3 運営	その他の日常生活費(教養娯楽費)	老企第54号 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 事務連絡「その他の日常生活費」に係るQ&A	教養娯楽費について、どの利用者に対しても毎日一律〇円を徴収していた。また、請求根拠となる行事の実施内容や各利用者の参加状況等が記録されていないことを確認した。教養娯楽(レクリエーション等)は、料金設定が1日あたり〇円と設定していることから、利用者等の希望を確認した上で提供されるべきものであるため、すべての利用者に対して一律に提供し、その費用を徴収することは利用契約にそぐわないと考えられる。教養娯楽を提供するに当たっては、利用者等に参加の有無の確認を行い、教養娯楽に参加した日数分のみ教養娯楽費として請求すること。	東濃
5	短期入所生活介護	3 運営	短期入所生活介護計画の作成	「条例第77号」第143条第2項第2号	利用者の同意がない短期入所生活介護計画を1件確認した。短期入所生活介護計画を作成する際は、利用者の同意を得ること。	東濃
6	短期入所生活介護	3 運営	短期入所生活介護計画の作成	「条例第77号」第143条第2項第2号	短期入所生活介護計画について利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を得ること。	恵那
7	短期入所生活介護	4 報酬	個別機能訓練加算	「老企第40号」第2の2(9)⑦	個別機能訓練を行う場合は、3ヶ月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、そのことを記録すること。	恵那
8	短期入所生活介護	3 運営	勤務体制の確保	「基準要綱」第3の8の(3)のタの(ア)	勤務表に機能訓練指導員及び栄養士の記載がなかったため、記載すること。	恵那
9	短期入所生活介護	3 運営	運営規程	「条例第77号」第151条第4号、第6号、第7号	運営規程に「サービスの利用に当たっての留意事項」「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続」「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」が定められていなかったため、定めること。なお、費用の利用者負担割合について一律1割負担と規定しているが、現在、利用者の合計所得金額に応じて1割、2割もしくは3割負担することとなっているため、改めること。	恵那

○平成30年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

No.	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	勤務体制の確保	「基準要綱」第3の11の(3)のウの(イ)、第3の12の(3)のキの(イ)	福祉用具専門相談員の常勤・非常勤を明確にすること。	東濃
2	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	秘密保持等	「条例第77号」第244条、第256条（第33条第2項準用）	個人情報の同意を文書により得てないケースが1ケース確認された。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を漏れなく文書により得ること。	東濃
3	福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画の作成	「基準要綱」第3の11の(3)のウの(ウ)	福祉用具貸与計画の作成後に居室サービス計画等が作成されており、計画内容に変更があったが福祉用具貸与計画の変更がされてないことが確認された。福祉用具貸与計画の作成後に居室サービス計画等が作成された場合は、福祉用具貸与計画が居室サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更を行うこと。	東濃
4	福祉用具貸与	3 運営	要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与	「老企第36号」第2の9(2)	要介護1の利用者に「特殊寝台」を福祉用具貸与しているが、軽度者の「要介護等認定等基準時間の推計の方法（平成11年厚生省告示第91号）」別表第一の認定調査票（以下「調査票」という。）の必要な部分の写しを入手し保存されてないことが確認された。要介護1の利用者の担当である居室介護支援事業所から、「調査票」の必要な部分の写しを入手してサービス記録と併せて保存すること。	東濃
5	福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画の作成	「条例第77号」第237条第2項第2号	福祉用具貸与計画書について、利用者の同意が得られていなかった事例があった。利用者の同意を得ること。	恵那
6	福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画の作成	「条例第77号」第237条第2項第2号	福祉用具貸与計画書について、福祉用具の貸与開始前に利用者の同意が得られていなかった。貸与開始前に利用者の同意を得ること。	恵那
7	福祉用具販売	3 運営	特定福祉用具販売計画の作成	「条例第77号」第254条第1項	特定福祉用具販売計画の作成前に福祉用具を販売している事例が認められた。福祉用具の販売は、特定福祉用具販売計画に基づいて実施すること。	恵那
8	福祉用具貸与	3 運営	衛生管理等	「基準要綱」第3の11の(3)の力の(イ)	福祉用具の保管または消毒を業者に委託しているが、契約書が締結されていなかったため、契約書を締結すること。	恵那
9	(介護予防)福祉用具貸与、福祉用具販売	3 運営	会計区分	「条例第77号」第244条及び第256条（第39条準用）	指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売について、事業の会計を区分すること。	恵那

○平成30年度 実地指導における主な指摘事項（施設サービス）

No.	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	3 運営	勤務体制の確保	「福祉施設基準要綱」第2の3の(24)のア	介護職員の常勤・非常勤の別が記載されていなかったことを確認した。常勤・非常勤の別を記載すること。	東濃
2	介護老人保健施設	4 報酬	褥瘡マネジメント加算	「老企第40号」第2の6(37) 「平27告示95号」第71号の2ロ	介護老人保健施設ケアプラン(リハビリテーション・ケア・栄養・口腔)総合計画書に褥瘡ケアの記載がないことを確認した。褥瘡マネジメント加算については、算定にあたり褥瘡ケア計画の作成、又は、施設サービス計画への褥瘡ケア計画に相当する内容の記載が必要であるので、必要な過誤調整を行うこと。	東濃
3	介護療養型医療施設・介護老人保健施設	3 運営	その他の日常生活費	老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」	日用品費〇〇円について、貴事業所の保険給付外(介護保険)請求時の承諾書等で内訳が確認できなかった。日用品費の内訳を明確にすること。	東濃
4	介護老人保健施設	3 運営	非常災害対策	「条例第80号」第32条平成29年老高第3号「要配慮者利用施設の管理者等に対する非難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」	施設が土砂災害警戒区域に位置しているとのことであるので、想定される災害の種別(土砂災害)に対応できる実効性のある具体的な計画を立てるとともに定期的に避難又は救出に係る必要な訓練を行うこと。	東濃
5	介護老人保健施設	4 報酬	サービス提供体制強化加算	「老企第40号」第2の6(39)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定しているが、貴施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を算出していないことが確認された。常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いた介護福祉士の占める割合を算出すること。	東濃
6	介護老人保健施設	3 運営	施設サービス計画の同意	「条例第80号」第17条第2項第6号	施設サービス計画について利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を得ること。	恵那